資料1３

誓約書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　広島県西部建設事務所長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　生年月日　　　　　年　　　月　　　日生

　私は，広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第２条第３号に規定する暴力団員等に該当しないこと及び今後も暴力団員等に該当することはないことを誓約します。

（裏面）

広島県暴力団排除条例（抜粋）

　（定義）

第２条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

　⑴　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

　⑵　暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

　⑶　暴力団員等　暴力団員及び現に第19条第３項の規定による公表が行われている者をいう。

（中略）

　（利益の供与等を行った者等に係る調査，勧告及び公表）

第19条　公安委員会は，次の各号のいずれかに該当する行為をした疑いがある者（以下「調査対象者」という。）及び当該調査対象者の関係者に対し，公安委員会規則で定めるところにより，当該疑いに係る事実を明らかにするために必要な限度において，説明又は資料の提出を求めることができる。

（中略）

３　公安委員会は，第１項の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由なく当該説明若しくは資料の提出を拒み，若しくは虚偽の説明若しくは虚偽の資料の提出をし，又は前項の規定により勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは，公安委員会規則で定めるところにより，24月を超えない範囲内で期間を定めてその旨を公表することができる。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）

　（定義）

第２条　この法律において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

（中略）

　⑵　暴力団　その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

（中略）

　⑹　暴力団員　暴力団の構成員をいう。

誓約書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　広島県西部建設事務所長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　生年月日　　　　　年　　　月　　　日生

　私は，広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第２条第３号に規定する暴力団員等に該当しないこと及び今後も暴力団員等に該当することはないことを誓約します。

（裏面）

広島県暴力団排除条例（抜粋）

　（定義）

第２条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

　⑴　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

　⑵　暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

　⑶　暴力団員等　暴力団員及び現に第19条第３項の規定による公表が行われている者をいう。

（中略）

　（利益の供与等を行った者等に係る調査，勧告及び公表）

第19条　公安委員会は，次の各号のいずれかに該当する行為をした疑いがある者（以下「調査対象者」という。）及び当該調査対象者の関係者に対し，公安委員会規則で定めるところにより，当該疑いに係る事実を明らかにするために必要な限度において，説明又は資料の提出を求めることができる。

（中略）

３　公安委員会は，第１項の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由なく当該説明若しくは資料の提出を拒み，若しくは虚偽の説明若しくは虚偽の資料の提出をし，又は前項の規定により勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは，公安委員会規則で定めるところにより，24月を超えない範囲内で期間を定めてその旨を公表することができる。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）

　（定義）

第２条　この法律において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

（中略）

　⑵　暴力団　その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

（中略）

　⑹　暴力団員　暴力団の構成員をいう。